

山田みやこの活動報告

令和3年11月20日(土)

第8回 生活困窮者自立支援全国研究交流大会に参加⑤(オンライン)

分科会4「包括的居住支援における一時生活支援事業等の可能性について考える」

パネラー① 山口 秀太氏(国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐) 「新たな住宅セーフティーネット制度における居住支援の取組状況について」

○住宅と福祉の関係ー福祉は住宅に始まり、住宅に終わる

第一に住居は人間の生存本能の基盤であり福祉の基礎である。長い人生において様々な事故が起きた時に暮らしを支えてくれるのが福祉国家における社会保障・社会福祉の諸制度である。だが劣悪な居住条件の下ではこれらは十分に機能しない。

○住宅確保要配慮者に対する賃貸人の入居制限の状況・理由と必要な住居支援策

高齢者・障がい者・外国人に対してそれぞれ約7割が拒否感を示す。要住宅確保要配慮者の入居に対して賃貸人の一定割合は拒否感を有しており、入居制限がなされている状況。家賃の支払いに対する不安等が入居制限の理由となっている。

国土交通省の調査では高齢者や障害者に対しては見守り・生活支援や死亡時の残存家財処理、外国人に対しては入居トラブルの相談対応などの住居支援策が必要というアンケート調査が報告されている。

住宅確保要配慮者に対する入居制限の状況・理由と必要な住居支援策									
全国の不動産関係団体等会員事業者へアンケート調査(令和元年年度実施、回答数1,988件)									
世帯属性	入居制限の状況		入居制限の理由(複数回答)		必要な住居支援策(複数回答)				
	制限している	条件付で制限している	第1位(%)	第2位(%)	入居を拒否しない物件の情報発信	家賃補助・保証の仕組みのサポート	見守りやトラブルの相談対応	入居・金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢者世帯	5%	39%	近隣住民との関係性による不安(82%)	保証人がない(46%)	○(49%)	●(61%)	○(48%)	○(61%)	○(61%)
高齢者のみの世帯	3%	35%	近隣住民との関係性による不安(60%)	保証人がない(46%)	○(32%)	●(48%)	○(58%)	○(50%)	○(50%)
障がい者世帯	4%	35%	近隣住民との関係性による不安(52%)	衛生面や火災等の不安(28%)	○(42%)	●(32%)	●(60%)	○(48%)	○(48%)
低所得世帯	7%	42%	家賃の支払いに不安(69%)	保証会社の審査に通らない(54%)	○(37%)	●(61%)	○(31%)	○(38%)	○(37%)
ひとり親世帯	1%	14%	家賃の支払いに不安(50%)	保証会社の審査に通らない(42%)	○(37%)	●(52%)	○(42%)	○(35%)	○(35%)
子育て世帯	1%	9%	近隣住民との関係性による不安(40%)	家賃の支払いに不安(34%)	○(38%)	○(43%)	○(33%)	○(47%)	○(47%)
外国人世帯	10%	48%	異なる習慣や言語への不安(68%)	近隣住民との関係性による不安(59%)	○(43%)	○(45%)	○(44%)	●(76%)	○(76%)

○新たな住宅セーフティーネット制度の概要

- ①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- ②登録住宅の改修・入居への経済的支援
- ③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援⇒住居支援

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律
(平成29年10月25日施行)

○住居支援法人制度

住居支援法人とは住宅セーフティーネット法に基づき住居支援を行う法人として都道府県が指定し、住宅確保要配慮者の住居支援に係る新たな担い手として指定することが可能。

- ・47都道府県で469法人が指定(令和3年10月31日時点)
- ・法人属性別では株式会社及びNPO法人の指定が多い状況(全体の約65%)
- ・都道府県別では大阪府が74法人と最多指定

○住宅支援協議会

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体・不動産関係団体・住居支援団体等が連携して住居支援協議会を設立。

住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。

○住居支援の促進に関する取組(令和3年度)

自治体支援・連携

地域別の住宅支援会議の開催・住まい支援の連携強化のための連絡協議会

伴走支援・個別支援

住居支援協議会伴走支援プロジェクト・都道府県や市区町村による取り組みへの個別支援

財政支援

住居支援協議会等補助事業

情報支援

住居支援全国サミットの開催・住居支援協議会設立、活性化の手引き・住居支援メールマガジン配信

住居支援法人研修会、住居支援法人リーダー研修会・住居支援法人アドバイス事業

パネラー② 唐木 啓介氏(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 室長) 「居住支援について」

○新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響

現場の状況は一変し、自立相談支援機関では感染防止策を講じつつ急増する相談や申請などに対応。令和2年度の調査では9割以上の自治体が自立相談支援機関における本来業務の実施に負担や困難さを感じていた。また6割弱の自治体が継続的な支援に繋がっていないケースがあると回答。

住居確保給付金に関連した自治体の声として、受給者への就労指導の困難さや相談件数の増加により自立相談支援機関による対応が充分にできていないという声が聞かれた。

○新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化

経済的困窮(3.2倍)、住まい不安定(2.2倍)、ホームレス(1.6倍)、ひとり親(1.5倍)、外国籍(7倍)が大きく増加。

男性の10代では社会的孤立、20代では住まい不安定やホームレスといった住まいに関する課題が、女性の10代ではコミュニケーションが苦手、20代では住まい不安定、30,40代ではひとり親という課題が多く見られるようになった。

○顕在化した支援ニーズ

緊急時の住まいの提供(一時的な居所確保)、居住支援(住まい探し、住宅入居等支援事業等の対象拡大)については約7割が重要・必要であると回答している。

○住居確保給付金の利用状況

支給決定件数については令和元年度までは4,000～7,000件で推移していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により約135,000件に急増した。

利用者については休業等の者が63.6%、離職・廃業等の者が36.4%となり、住居喪失のおそれのある者(現に賃貸住宅等に居住している者)が約99.6%となっている。年齢別では30～39歳が最も多い。

○一時生活支援事業

一時生活支援事業とは各自治体においてホームレス対策事業として実施。生活困窮者・ホームレス自立支援センター及び生活困窮者一時宿泊施設(シェルター)の運用を踏まえ制度化。福祉事務所設置自治体は、居住のない生活困窮者で所得が一定水準以下の者に対して原則3か月間(最大6か月間)に限り宿泊場所や衣食の供与等を実施。

平成31年4月に改正され、シェルター等を退所した者や居住に困難を抱える者で地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間(1年間)訪問による見守りや生活支援など日常生活を営むのに必要な支援を追加。

○一時生活支援事業の実施状況

実施率は全国で3割程度であり、人口規模が小さいほど実施していない傾向にある。ホームレス数は年々減少しているが依然として約4千人のホームレスが確認されている。それ以外にも知人宅やネットカフェなどで生活している不安定居住者は実際に家を失っても自分で働きたい意欲や保護へのネガティブ意識から不安定居住に陥っている。

未実施自治体の約7割は実施を検討していないか未定の状況。未実施の理由の3割が需要・ニーズがない、次いで他の社会資源で対応、委託先がない等。令和3年度の調査では潜在的なニーズを把握していると答えた自治体が約4割を超えており、ニーズの把握は不十分である可能性が高い。

○利用状況と支援効果

一時生活支援事業については他の事業に比べ実施率が低調ではあるものの着実に増加。利用者の65%が退所者に就職や福祉等の措置の利用に結びついている。地域居住支援事業は実施自治体が19にとどまっている。

○貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

無料定額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

単独での居住が困難な方への日常生活支援

生活保護受給者のうち食事や洗濯の家事・服薬等の健康管理・日常の金銭管理・人とのコミュニケーションなど、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で暮らしていくためには住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。

パネラー③ 西村 朋子氏(法務省保護局更生保護振興課地域連携・社会復帰支援室 室長) 「刑務所出所者等の社会復帰(再犯防止)について」

○更生保護について

犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより再び犯罪をすることを防ぎ又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか犯罪予防の活動の推進を行いもって社会を保護し個人及び公共の福祉を増進することを目的とする。(更生保護法第1条)

○保護観察の概要(社会内処遇)

保護観察対象者の改善更生を図ることを目的とし指導監督及び補導援護を行うことにより実施する。

指導監督〔公権力の行使を背景とした心理規制的な側面〕

定期的な接触(面接等)による生活状況を把握する

「遵守事項(約束ごと)」を守って生活・行動するよう必要な助言・指導を行う

特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇(専門的処遇プログラム)を実施

補導援護〔福祉的・援助的措置の側面〕

適切な居住等を得られるよう援助する

医療や療養、就職、教養訓練を得られるように援助する

生活環境の改善や調整を行う

社会生活に適応させるための生活指導(生活技能訓練等)を行う

○満期釈放者への対応(更生緊急保護)

拘束を解かれた後に親族からの援助を受けることができない場合、金品を給与・貸与、宿泊場所の供与等生活環境の改善や調整を図り、善良な社会の一員となることを援護し改善更生を保護している。

〔保護観察所〕

食事又は食費の給与、衣料品の給与(作業着・下着など)、旅費の支給(帰住の援助)

医療及び療養の援助、就職の援助や社会生活の助言指導

宿泊する居室及び必要な設備の提供(更生保護施設等への宿泊保護)

○更生保護における援助、福祉的な措置

補導援護又は応急の救護・更生緊急保護の実施には社会資源の活用が必要

関係機関から必要な援助、協力が得られるようあらかじめ協力体制を整備し、緊密な連携を保つ

〔就労関係〕協力雇用主、刑務所出所者等総合就労支援対策、更生保護就労支援事業

〔高齢・障害〕地域生活定着支援事業

〔住居支援〕更生保護施設、自立準備ホーム、自立更生促進センター

○刑務所出所者の“生きづらさ”

刑法犯検挙人数の約半数(48.8%)が再犯者

受刑者の犯罪時の状況

無職 63% 住居不定18% 高齢(65歳以上) 13% 精神障害あり 15% 高卒未満 59%

満期釈放者の再犯率は仮釈放者と比較して高い。仮釈放者は残刑期間は保護観察(社会内処遇)を受けなければならないが、満期釈放者は刑の執行が終わった者として、保護観察所に更生緊急保護を申し出れば支援を受けることができる。申請をしなければならないので、満期釈放者は社会復帰後の支援に繋がりにくくなっている。

○再犯防止に向けて

平成28年12月 「再犯の防止等の推進に関する法律」の公布・施行

平成29年12月 「再犯防止推進計画」閣議決定(就労・住居の確保等)

令和元年12月 再犯防止推進計画加速プラン(満期釈放者対策の充実強化等)

居住支援法人との連携

関係省庁との連携強化、居住支援協議会への参加、居住支援法人と連携した居場所(定住先)確保

『刑務所出所者等の居場所を確保し、地域社会の中で自立に必要な“息の長い”支援を得られるように』

パネラー④ 立岡 学氏(NPO法人ワンファミリー仙台 理事長)
「一時生活支援事業と日常生活自立支援住居施設のこれから」

- コロナ禍の一時生活支援事業の現状
コロナの影響もあり令和3年度は元年度の倍の利用者数、2日に1人以上が入居する状況。この状況が続けば今年度は約200名の利用者となる見込み。
 - 課題点
 - ①任意事業の実施状況が困窮事業の中で最低の34%
 - ②未だにホームレス問題だと思い込んでいる自治体が多く、「うちのまちにホームレスはいないから」と一時生活は必要ないと思っている
 - ③従事者研修が実施されていないこと
 - ④24時間365日、命を預かる事業にもかかわらず他の困窮事業よりも扱いが低い
 - 宮城県の再犯防止の取組で県内不動産事業者への調査と結果
設問 罪を犯したことがある人の入居を促進するためには、どのような施策等が必要か？
 - 1 位回答 支援団体が何かあったときに駆けつけるようなサービス(168件)
 - 2 位回答 貸主・不動産事業者が対象者の対応について気軽に相談できる相談機関の設置(157件)
 - 3 位回答 刑務所出所者等における民間賃貸住宅への入居に係る注意事項の指導(118件)
- 〔調査結果から見えること〕
対象者に対して「家賃の確保」「契約解除できる担保保障」が必要だという意見が多く、業者のほぼ半数が対象者を入居させたときに家賃滞納と近隣トラブルを経験している。また対象者の対処の仕方が分からないと回答。
包括的居住支援を進めるためには、何かあったときに駆けつける、気軽に相談できる相談支援機関が地域に存在すれば抵抗があると回答された対象者でも入居を促進することができる。
- まとめ
 - ①一時生活支援事業の必須化と従事者研修の実施
 - ②伴走型支援の充実
 - ③支援者本人が安心して暮らし続けられ、状況にあった住まい方が出来る住居の提供

パネラー⑤ 林 星一氏(座間市福祉部生活援護課 課長)
「一時生活支援事業の実施がもたらす気づき」

- 一時生活支援事業について
一時生活支援事業はホームレス対策の印象が強いと言われるが、「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果が0人の自治体にも事業の利用ニーズは存在する。
- 断らない相談支援で見えてきたこと
年齢・属性を問わず幅広く相談を受け止める「断らない相談支援」。相談支援から見えてきたのは「社会的孤立」と「包括的支援の必要性」
生活困窮の状況や程度は様々でそれぞれに対応した支援方法が求められ、制度上位置付けられている機関との連携だけでは対応できない。
地域の方々に力を貸していただきこの支援を通じて地域の方々と知り合い、多様な主体の参画による地域と行政が一体となった取り組みを行うようになった(チーム座間)
- 居住支援の推進
 - 令和2年3月 市営住宅の保証人要件廃止
 - 令和2年4月 一時生活支援事業/地域居住支援事業開始
 - 令和2年7月 フードバンクに相談補助員を配置
コロナ離職者の市営住宅の入居開始
 - 令和3年6月 座間市居住支援協議会設立
- 支援事業の実施がもたらす気づき
 - ①ホームレス対策にとどまらない事業
 - ②連携の重要性
↓
居住と暮らしの視点から支援を考えることで包括的な支援体制構築することができた